

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人星隆会（以下「本法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合において、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 本法人の全理事の報酬総額は、年間70万円以内とする。

- 2 本法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 本法人の常勤理事の報酬月額、別表「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。
- 4 非常勤役員に対する報酬は、別記1「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 5 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 本法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月16日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は平成29年1月1日から施行する。

この規程は令和3年3月1日から施行する。

この規程は令和4年6月18日(評議員会の議決日)から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表 常勤理事俸給表

号	月額（円）
1	30,000

別記1 非常勤役員の報酬

理事会・評議員会・監事監査出席の都度 1人一律5,000円

別記2 評議員の報酬

評議員会出席の都度 1人一律5,000円

【報酬等の金額算定方法について】

- ・報酬等の算定基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。
- ・評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容される(国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程を支給基準の別紙として位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁へ提出すること。)
- ・評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定課程から具体的な報酬額が決定されたかを第三者が理解することが困難であり、法人としての説明責任を果たすことはできないため、認められない。

【無報酬の場合の留意事項】

- ・役員及び評議員の報酬については、無報酬とすることも認められ、その場合には、原則として、報酬等の額や報酬等の支給基準を定めるときに無報酬である旨を定めることになるが、定款において無報酬と定めた場合については、法令により公表が義務づけられた定款により無報酬であることが確認できるため、支給基準を別途策定する必要はない。